定

款

エンシュウ株式会社

エンシュウ株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、エンシュウ株式会社と称し、英文では、 ENSHU Limited と表示する。

(目 的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - (1) 機械およびその付属品、器具、工具の製造、販売ならびにサービス事業
 - (2) 輸送用機械器具およびこれに関係する諸機器、部 品の製造、販売ならびにサービス事業
 - (3) その他一般機械器具および部品の製造、販売
 - (4) 鋳物製品の製造、販売
 - (5) 不動産業および住宅関連機器の製造、販売
 - (6) 情報の収集、処理、提供、通信その他の情報サー ビス業
 - (7) 医療機器の製造、販売ならびにサービス事業

- (8) 前各号に付帯関連する工事の請負
- (9) 前各号に付帯関連する一切の事業
- (10) 前各号の目的を達するため投融資を為し又は会社 設立の発起人となること

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を静岡県浜松市に置く。

(機 関)

- 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機 関を置く。
 - (1) 取締役会
 - (2) 監査等委員会
 - (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公 告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載し て行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

- 第6条 当会社の発行可能株式総数は、1,500万株とする。 (自己の株式の取得)
- 第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、 取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等 により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

- 第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。
 - 2 当会社の単元未満株式を有する株主は、会社法第 189 条第2項各号に掲げる権利以外の権利を行使す ることができない。

(株主名簿管理人)

- 第9条 当会社は株主名簿管理人を置く。
 - 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締 役会の決議によって定め、これを公告する。
 - 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原 簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、 当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 10 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、

法令または本定款のほか、取締役会において定める株式 取扱規則による。

第3章 株主総会

(招 集)

第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招 集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集 する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎 年 3 月 3 1 日とする。

(招 集 地)

第13条 株主総会は、本店所在地において招集する。

(招集権者および議長)

- 第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長 となる。
 - 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主 総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参

考書類等の内容である情報について、電子提供措置を とるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省 令で定めるものの全部または一部について、議決 権の基準日までに書面交付請求した株主に対して 交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の 定めがある場合を除き、出席した議決権を行使すること ができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 2 会社法第 309 条第2項に定める決議は、議決権を 行使することができる株主の議決権の3分の1以上 を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上 をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名 を代理人として、その議決権を行使することができる。
 - 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

- 第 18 条 当会社の取締役(監査等委員であるものを除く。) は、1 0 名以内とする。
 - 2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

- 第 19 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外 の取締役とを区分して、株主総会において選任する。
 - 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第 20 条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以

内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定 時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第 21 条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査 等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選 定する。
 - 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締 役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取 締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、あらかじめ取締役会の定めた取締役がこれを招集し、 議長となる。
 - 2 前項に規定する取締役に差支えがあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の

取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各 取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるとき は、この期間を短縮することができる。
 - 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続き を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への委任)

第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規 定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同 条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部また は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規則)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価と

して当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当会社は会社法第 427 条第1項の規定により、 取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間 に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契 約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円 以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額の いずれか高い額とする。

第5章 監查等委員会

(監査等委員会の招集通知)

- 第 29 条 監査等委員会の招集通知は、会日の5日前まで に各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要が あるときは、この期間を短縮することができる。
 - 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。 (監査等委員会規則)

第 30 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定 款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規 則による。

第6章 計 算

(事業年度)

第 31 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3 月 31 日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第32条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名 簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に 対し行う。

(中間配当)

- 第 33 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月 30 日の最終の株式名簿に記載または記録された株主ま たは登録株式質権者に対し中間配当を行うことができる。 (剰余金の配当等の除斥期間)
- 第 34 条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(附則1)

(監査役の責任免除に関する経過措置)

会社は、監査等委員会設置会社移行前の監査役(監査役であった者を含む。)の任務を怠ったことによる 損害賠償責任を、取締役会の決議によって免除することができる。

ただし、責任の限度額は移行前の損害賠償責任を限定する契約に基づき、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。